

ミネラルウォーター類中の鉛について 基準が改正されました

令和5年10月18日付の「令和5年厚生労働省告示第291号（食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件）」により、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）が改正されました。

その告示により、清涼飲料水（ミネラルウォーター類）中の鉛について以下のように規格基準が改正されました。

- 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの」

物質名	改正後	改正前
鉛	0.01mg/l 以下であること。	0.05mg/l 以下であること。

- 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」

物質名	改正後	改正前
鉛	0.01mg/l 以下であること。	0.05mg/l 以下であること。

【適用期日】

告示日である令和5年10月18日から適用されます。

ただし、告示の日から起算して6月を経過する日以前に製造、または輸入された清涼飲料水を加工、使用、調理、保存、または販売する場合に限り、なお従前の例によることが出来ます。

検査内容、お見積りなど、お気軽に営業部までお問い合わせ下さい。



株式会社 東邦微生物病研究所

〒556-0001 大阪府大阪市浪速区下寺3-11-14

TEL：06-6648-7157 FAX：06-6636-9266

【営業時間】9：00～17：00（土曜・日曜・祝日除く）

東邦微生物

検索

<https://www.toholab.co.jp>

E-mail: toholab@toholab.co.jp

